知的財産権の侵害から企業を守る 特定侵害訴訟代理人の資格を活用







ーブ国際特許事務所

オリーブこくさいとっきょじむしょ **~** 045-640-3253

□ olive@olive-pat.com

いる弁護士と対応を協議、最初に相手企業に警

その上で裁判外紛争処理業務と

事務所が気づいたときに、

当事務所が連携して

利侵害の疑いのある事例にクライアント企業や当

る訴訟のことです。

具体的な流れとしては、

は特定不正競争による営業上の利益の侵害に係 商標、半導体の回路配置に関する権利の侵害又 国家試験に合格した弁理士に付与される資格。 民事執行法、民事保全法などの知識が問われる

「特定侵害訴訟とは、

会が実施する研修を受け、

民法や民事訴訟法、

日本弁理士

特定侵害訴訟代理業務付記とは、

(注) 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1 横浜ランドマークタワー37F http://www.olive-pat.com/



活動のウイングが通常の弁理士より広いのが強み 特定侵害訴訟代理業務付記弁理士といい、 や訴訟ができる法的な資格を持っているからだ。

知財

藤田考晴 さん

東京工業大学工学部卒。同大学大学院 の基礎研究所で研究に従事後、大手特 許事務所に入所。1998年、弁理士資格 取得。約8年の実務経験を経て、2003年

に企業の代理人となって、 りになる弁理士だ。弁護士との共同受任を条件 が侵害されたときに損害を回復する支援でも頼 で企業を支援するだけでなく、 知的財産の創造、保護、 ブ国際特許事務所』の所長藤田考晴さ 侵害した企業との交渉 活用の各フェーズ 知的財産の権利







非を認めてライセンス契約などの形で決着します して交渉に臨みます。 認めなかった場合は訴訟に持込みます」 多くの場合、

損害賠償請求など最善の方法を選択して対応す ワークを利用して、 が構築した海外の弁護士や弁理士などとのネット 権利侵害が海外で発生したときは、 知的財産の使用差し止めや

クライアント企業の頼りになる存在だ。 に単独でなることもでき、藤田さんはこの点でも の取り消しを求める審決取消訴訟の訴訟代理人 られない拒絶審決に不服がある場合に、その審決 産権取得のために出願した案件が特許庁で認め 「激しい企業間競争の中で知的財産の認知度が 弁理士は、 侵害訴訟の他に、 依頼者が知的財

ント企業の権利をしつかり守っていきたいと思って 化していることなどを背景に、 的財産の権利化に積極的に取 回収に企業が力を入れていること、ベンチャー 高まっていることや、 に対する関心は高まっていくと考えられます。 トアップ企業が大企業との対抗上、 技術開発に投下 り組む動きが活発 知的財産権の侵害 した資本の クライア